明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（総務一五八）　一
○無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件（同一五九）　八
〔官庁報告〕
法　務
判決（最高裁判所）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人造幣局の年度計画（平成二十三年度）の公表、独立行政法人都市再生機構、住宅型式性能認定関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第百五十八号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年四月十九日

総務大臣　片山　善博

別表第一号　無線工学

1　基本的事項（全資格共通）（注1）

養成課程別の授業の要否及び程度（注3）	第四級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士	第三級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	航空特殊無線技士	航空無線通信士	レーダー級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第一級海上特殊無線技士	第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士
授業科目及び内容の分類													
授業科目	授業内容	授業内容の詳細	授業内容の要旨	授業内容区分（注2）										
無線工学の基礎	電気回路	電圧、電流、電力、抵抗、コンデンサ、コイル及びフィルタ	直流及び交流の電圧、電流、抵抗、電力、導体及び絶縁体並びにフィルタの構造及び電気的特性（※1）	基礎	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C
				基礎	B	C	C	C	C	C	C	C	C	C
	電気磁気	電界及び磁界の基本法則		基礎			C		C	C	C	C	C	C
	電波の性質	周波数、波長、伝搬速度、発生及び分類		基礎	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C